

美唄市障がい者プラン (第3期計画)

障害者基本計画：第5期計画

《旧障害者福祉計画》

障害福祉計画：第3期計画

素案概要版

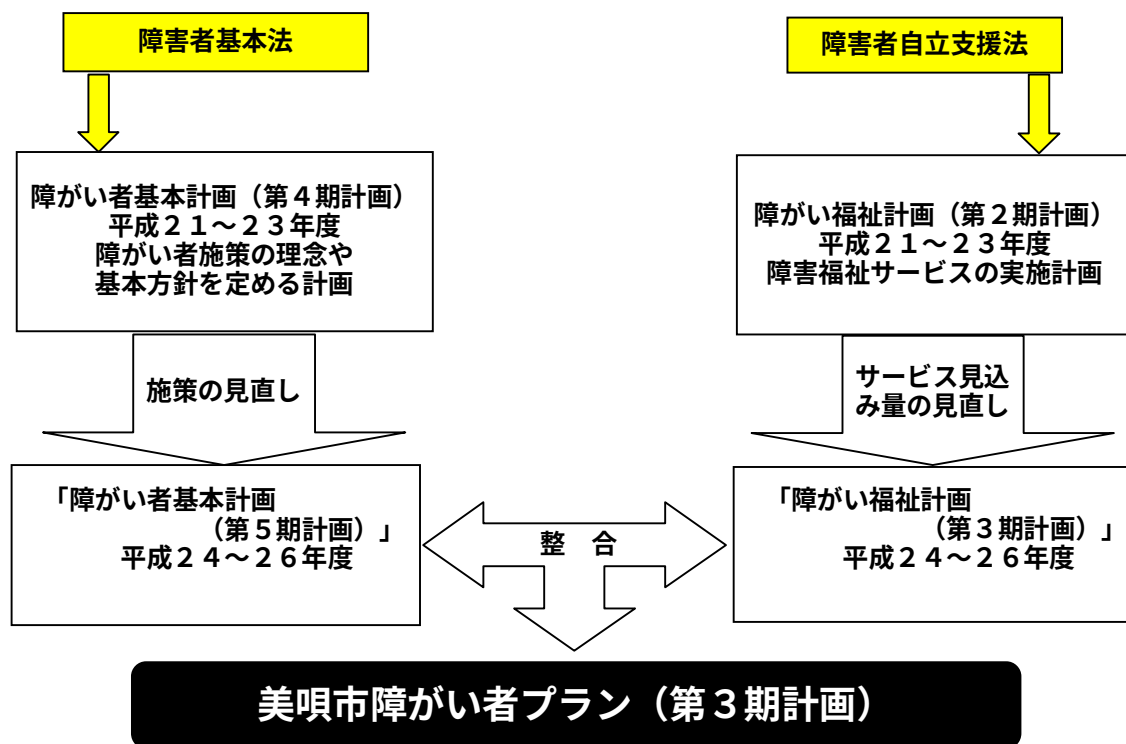
計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

美唄市では、「すべての市民が、住みなれた地域で、ともにささえあい、安心して暮らせる地域コミュニティの形成」を目指すことを基本的な理念とした「第2期 美唄市地域福祉計画」を平成21年度に策定し、年齢、性別、身体状況など、それぞれの違いを認め合い、一人ひとりが個性ある人間として尊重され、あらゆる分野に参加でき、ともに生きることのできる社会を目指し、様々な施策を展開しています。

美唄市では、障がい福祉施策の基本的な考え方と、具体的な計画を平成18年度において「美唄市障がい者プラン」として一体化して策定し、障害に関する計画の総合的な見直しを行いました。

美唄市障がい者プランは、障害者基本法に基づく「障がい者基本計画」と、自立支援法に基づく「障がい福祉計画」の2つの計画を一体化したものです。



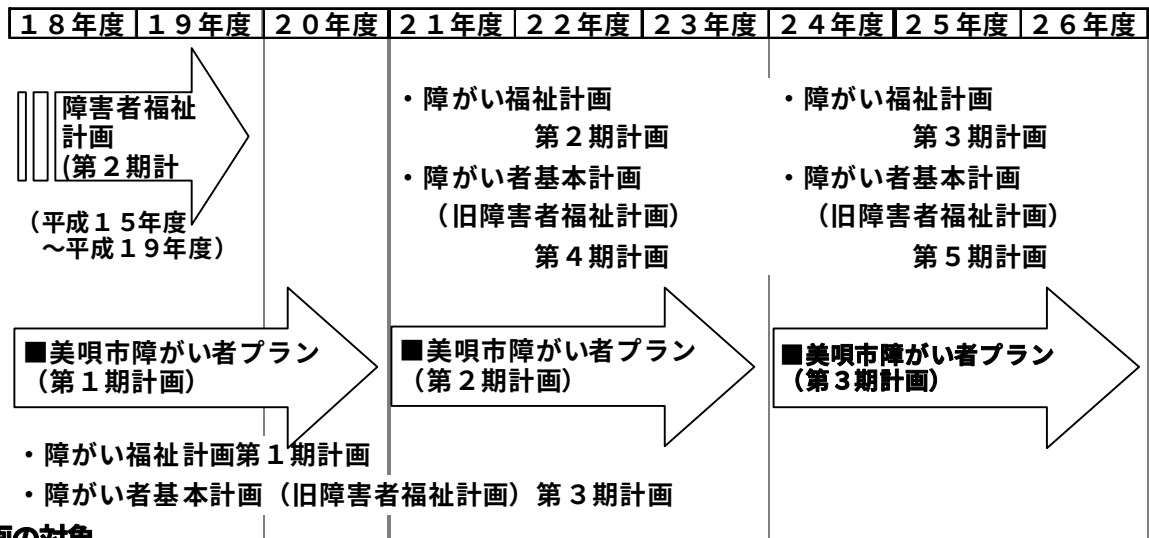
2 計画の位置づけと性格

- ◇ 本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者自立支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」の性格を併せ持ちます。
- ◇ 発達障害者支援法、障害者雇用促進法などの関連法を踏まえて策定しています。
- ◇ 国および北海道それぞれが策定した関連の計画や、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◇ 『びばい未来交響プラン (第6期美唄市総合計画)』(平成23年度～32年度) および『第2期 美唄市地域福祉計画』の部門計画として策定します。
- ◇ 市が取り組むべき今後の障がい者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民や関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

なお、計画期間の途中で、障害者総合福祉法（仮称）が制定され、美唄市障がい者プランの内容と大幅に変わる等プランの変更が必要と判断された場合は見直しを行うことといたします。



4 計画の対象

本計画では、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の3障がいに加えて、難病患者、発達障がい者および高次脳機能障がい者についても計画の対象とします。

美唄市における障がいのある人の状況

1 障がい者の状況

美唄市における障がい者の現状について、手帳所持者等のデータを基に概況をまとめたものです。

平成18～22年における各年度末人数等については、全体的な状況としては、総人口が減少するなか、知的障がい者・精神障がい者の増により、障がい者の合計は僅かずつ増加していますが、総人口の減少により、総人口に占める障がい者の割合は上昇しています。

■ 人口に占める障がい者の割合

(各年度末現在 単位:人、%)

		H18	H20	H22
障がい者	身体障がい者	1,799	1,778	1,763
	知的障がい者	350	375	409
	精神障がい者	98	162	190
	障がい者合計 (A)	2,247	2,315	2,362
美唄市総人口 (B)		28,161	26,921	25,981
総人口に占める障がい者の割合 (A/B) (%)		7.98	8.60	9.09

障がい者基本計画

障害者基本計画は、障がい者のための施策に関する基本的な方向を示すものとして、障害者基本法第11条に基づく「市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者基本計画）」です。

今後も、障がい者に対する施策を推進するためには、市などの関係機関のみならず事業者や地域、更には障がい当事者やその家族においても、地域生活を行う上でそれぞれの役割を担いながら地域で安心して暮らせる体制づくりをすることが必要です。

啓 発 ・ 広 報	啓発活動 ・ 広報メロディーを活用した広報活動、市ホームページを活用した制度の周知
	地域福祉活動の推進 ・ ボランティア活動の取組み・支援の推進、地域住民活動・市民ささえあい推進委員会活動の支援、市ホームページを活用した制度の周知
生 活 支 援	相談支援体制の確保 ・ 民生児童委員や精神障がい者家族会等の相談活動支援、心身障害者総合相談所や保健所との連携強化と相談体制の充実、障害者相談支援事業の支援体制の充実、地域自立支援協議会・空知福祉ネットパーチェの活用と連携
	住まいの基盤整備の充実 ・ 障がい者の円滑な地域移行のため、事業者と協力のもと、計画的な整備の促進
	適切な日中活動サービスの充実 ・ 自立訓練や就労継続支援等について、関係機関・事業者との連携により支援、地域活動支援センターの事業充実が図られるよう支援
	地域生活を支えるサービス基盤の充実 ・ 移動手段等の拡大、コミュニケーション支援の拡大、公共施設のバリアフリー化や多機能トイレの整備、住民同士の支え合いやその仕組みづくりなど地域福祉事業の推進
生 活 環 境	住環境の整備 ・ 公営住宅の整備～バリアフリー化の促進と障がい者に対する優遇措置の継続 ・ 障がい者向け住宅等の普及～住宅の建設や改築・改修についての相談等の充実
	生活基盤の整備 ・ 障がい者にやさしいまちづくりの推進～ユニバーサルデザインの施設整備促進、冬季間の支援 ・ 移動、交通対策の推進～移動手段の確保、多様化に努めるほか、冬季間の除排雪の充実 ・ 防災、防犯対策の推進～災害や緊急事態が発生した場合の体制の整備や訓練、団体活動の支援

教 育 ・ 交 流	福祉教育の推進 ・保育所や幼稚園、学校での交流体験等を通じ、思いやりとささえあいの心を育成する活動の充実
	障がいの特性に配慮した保育・教育の充実 ・関係機関等との連携のもと、障がいの早期発見、適切な就学指導、相談支援体制の構築・機能の充実
	交流教育の推進 ・交流教育の場や機会の充実、ボランティア活動や福祉活動への参加を促進、教育関係者等の交流による福祉教育の共通認識の拡大
	就職教育等の支援 ・各機関の連携のもと個々の能力・適正に応じた進路指導を進める
雇 用 ・ 就 業	雇用の確保・促進 ・制度の周知、関係機関との連携強化や情報の共有化
	就労支援の促進 ・就労支援施策の推進、就労移行についての支援、国等の制度の活用
保 健 ・ 医 療	地域生活を支える相談支援体制 ・早期発見・治療による重症化の防止、民生児童委員との連携による相談ネットワークの構築
	健康維持、疾病予防 ・障がい特性に配慮した母子保健活動、発達障がいについては、早期発見と発達支援のための相談・支援体制の充実、精神障がい者に対する適切な支援の充実、精神疾患に対する知識の普及と啓発、自殺予防に関する啓発活動の推進
情 報 コ ミ ・ ユ ニ ケ ー シ ヨ ン	障がいに対する理解 ・地域生活支援事業等の推進により社会参加を促進
	自らの選択・決定・利用 ・自らの自己選択・決定により様々なサービスが利用できるような情報提供の充実、地域福祉計画事業との連動
	コミュニケーションの推進 ・聴覚障がい者や視覚障がい者のコミュニケーションの確保として講習会・奉仕員等の人材育成、派遣体制の充実や、声の広報など、支援体制の推進、当事者が参加するスポーツ大会等への参加支援

障がい福祉計画

障がい福祉計画は、各年度におけるサービス種類ごとの必要見込量、必要見込量の確保の方策、地域生活支援事業の実施方策などを国の指針及び北海道の考え方と本市の第 2 期計画までの実績並びに現状に基づき、具体的に規定するものです。

地域における自立した生活のための支援の充実を進めるために、障がい福祉サービス、地域生活支援事業の両事業にわたり関連するサービスの拡充に努めるとともに、第3期計画では、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）の成立に伴い、項目を新たに追加するなど必要な内容の更正を行い策定することとしました。

平成26年度の目標値の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行目標値については、これまでの実績を踏まえ、国の指針及び北海道の考え方に基づく第 1 期計画策定時点の入所者(92 人)の 3 割減少とし、28 人を見込みます。

しかし、目標年度の施設入所減少者数については、国では第 1 期計画策定時の 1 割以上減少、北海道では同様に 18%以上減少を目標としているものの、本市の現状では、入所している障がい者の高齢化が進んでおり、高齢の方の地域生活への移行は難しく、また、在宅の障がい者も高齢化すると共に家族介護者の高齢化などにより、今後、施設入所が必要となってくることから、施設入所者数の更なる減少は非常に難しいと考えられるため、北海道の考え方には沿わずに 10 人の減少(10.9%減)を見込みます。

項 目	数 値	説 明
基準日時点での施設入所者数(A)	92 人	第 1 期計画策定時点 (H17 年度) の人数
目標年度入所者数 (B)	82 人	平成 26 年度末時点の利用人数
入所者削減見込目標値 (C)	10 人	(A - B)
削減率	10.9%	(C / A)
地域生活移行目標値 (D)	28 人	(A × 30%) 施設入所からグループホームやケアホーム、一般住宅の生活へ移行した者の数 (平成 18 年度からの累計)

2 福祉施設から一般就労への移行者

目標年度における年間一般就労者数については、これまでの実績を踏まえ、国の指針及び北海道の考え方に基づき第 1 期計画策定時点の一般就労への移行実績(1 人)の 4 倍とし、4 人を見込みます。

しかし、目標年度末の就労移行支援事業の利用者数については、国の指針及び北海道の考え方では、福祉施設（日中活動）利用者のうち 2 割以上が就労支援事業を利用することとなっているものの、就労移行支援事業の標準利用期間が 2 年間であり、本市の現状では、現利用者をはじめ利用対象と見込まれる多くの方が目標前年度末までに就労移行支援事業を終了する見込みであるため、新規の利用を見込み、福祉施設（日中活動）利用者数の 3.4%となる(8 人)を見込みます。

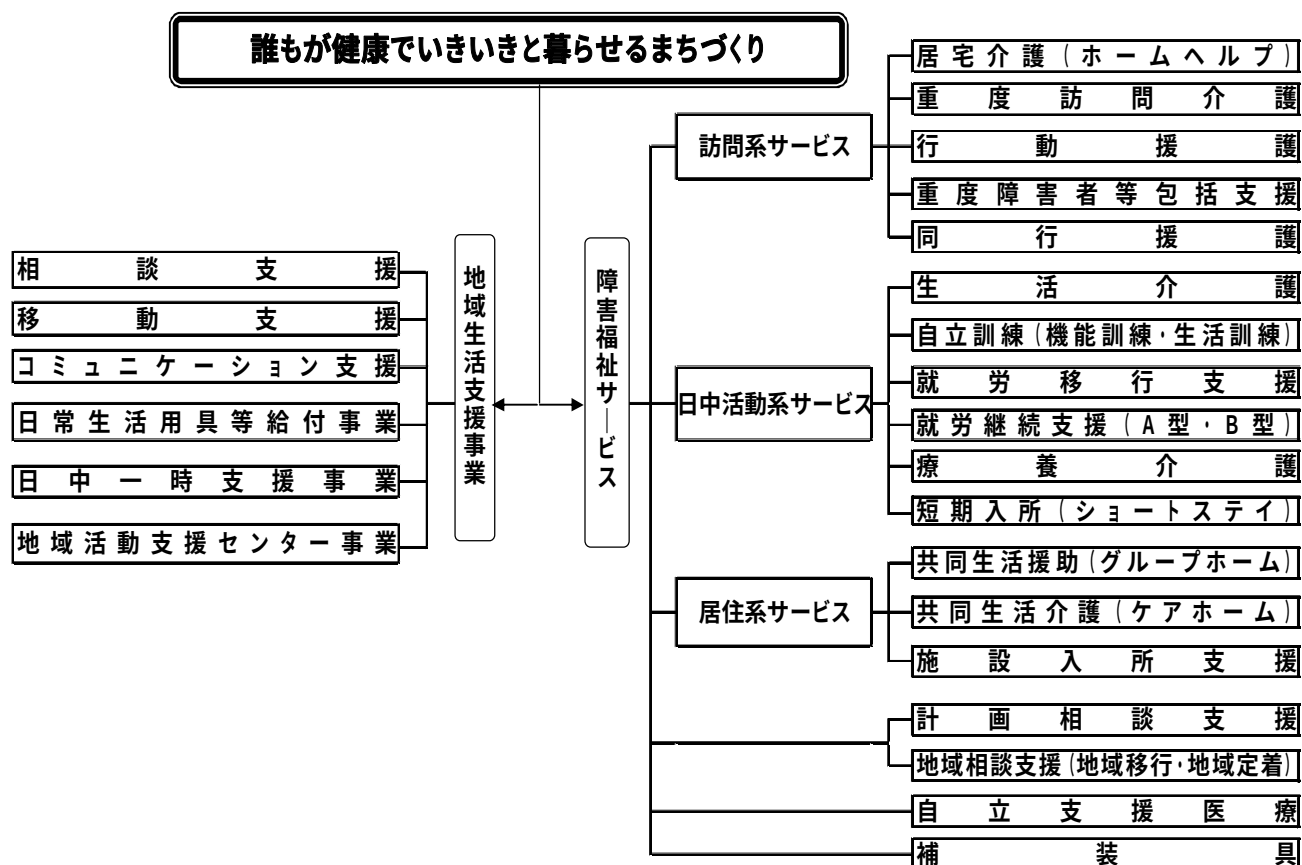
また、目標年度末の就労継続支援 A 型事業の利用者数については、国の指針及び北海道の考え方では、就労継続支援 A 型及び B 型の合計利用者のうち 3 割以上が就労継続支援 A 型事業を利用することを目標準としているものの、本市及近隣市町においては、就労継続支援 A 型の事業所が少なく、利用率も高いことから、利用者の更なる増加を見込むことは難しく、既存の利用者数と同等とし、就労継続支援 A 型及び B 型の合計利用者数の 10.7%となる(11 人)を見込みます。

項 目	数 値	説 明
年間一般就労移行者数（A）	1人	第1期計画時点において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度における年間一般就労移行者数	4人	平成26年度において、福祉施設を退所し一般就労する人数（A×4）
平成26年度末の福祉施設利用者数（B）	235人	生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）の平成26年度利用見込者数
平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数（C）	8人	平成26年度末には、現利用者をはじめ利用対象者となる多くの方が就労移行支援事業を終了していることから主に新規利用者を見込む
利用者割合	3.4%	$(C/B) \times 100$
平成26年度末の就労継続支援A型事業及びB型事業の利用者数（D）	103人	就労継続支援A型（11人）（E） 就労継続支援B型（92人）
上記のうち就労継続支援A型事業の利用者割合	10.7%	$(E/D) \times 100$

障害福祉サービス体系

「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の2つの柱で、障がい者の総合的な支援を実施します。

「障害福祉サービス」は、介護支援のため「介護給付」、自立訓練や就労移行支援のための「訓練等給付」などのサービスです。サービスを「訪問系」「日中活動系」「居住系」に分け、必要に応じて選択し、組み合わせる仕組みです。「地域生活支援事業」は地域での生活をより円滑にするサービスです。



障害福祉サービス別見込み量

サービスの必要見込み量（支給量）は、国の指針及び北海道の考え方と本市の第 2 期計画までの実績並びに現状に基づき設定しました。

サービス提供においては、限られた社会資源を有効に活用するとともに、障がい者が希望するニーズに応ずることができるよう、北海道や近隣自治体との圏域調整を図りながら障がい者の自立した地域生活移行について支援を行っていくこととします。

1 系列別サービス

サービス名	単位	24 年度	25 年度	26 年度
訪問系サービス				
居宅介護	時間/月	300	315	330
重度訪問介護	時間/月	0	0	0
行動援護	時間/月	20	20	20
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
同行援護	時間/月	11	14	14
日中活動系サービス				
生活介護	日/月	2,464	2,530	2,596
	人/月	112	115	118
自立訓練（機能訓練）	日/月	22	22	22
	人/月	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	日/月	88	88	110
	人/月	4	4	5
就労移行支援	日/月	550	616	176
	人/月	25	28	8
就労継続支援 A 型	日/月	242	242	242
	人/月	11	11	11
就労継続支援 B 型	日/月	1,518	1,540	2,024
	人/月	69	70	92
療養介護	人/月	7	7	7
短期入所	人/月	9	9	9
居住系サービス				
共同生活援助・共同生活介護	人	83	88	93
施設入所支援	人	86	84	82

2 計画相談支援・地域相談支援（地域移行・地域定着）

相談支援は、障がい者やその支援を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うほか、サービス提供事業者等との連絡調整、サービス等利用計画の作成、入所施設・精神科病院からの地域生活移行や障がい特性による緊急事態に関する相談等を行うサービスです。

平成 24 年 4 月施行の「整備法」において、相談支援が充実されることとなりました。

サービス名	単位	24 年度	25 年度	26 年度
計画相談支援	人/月	4	9	13
地域相談支援（地域移行）	人/月	1	1	1
地域相談支援（地域定着）	人/月	25	25	25

3 市町村地域生活支援事業

障がいのある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、コミュニケーション支援、移動支援、日常生活用具給付事業などの事業を実施します。

サービス名	単位	24 年度	25 年度	26 年度
①相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	箇所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	有・無	有	有	有
②移動支援事業	箇所	4	4	4
	人/月	13	14	15
	時間/月	91	98	105
③コミュニケーション支援事業	人/月	10	10	10
④日常生活用具等給付事業				
介護・訓練支援用具	件/年	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	8	8	8
在宅療養等支援用具	件/年	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3
排せつ管理支援用具	件/年	900	900	900
居宅生活動作補助用具	件/年	2	2	2
⑤日中一時支援	人/月	9	9	9
⑥地域活動支援センター事業				
見込み者数	人/月	1	1	1
基礎的事業	箇所	1	1	1
機能強化事業	箇所	1	1	1

計画の推進管理

1 計画の推進管理体制

- ・ 北海道が設置・運営している障害福祉計画等圏域連絡協議会からの情報提供や支援、関係機関との情報交換によるネットワークの構築、サービス提供事業者や相談支援事業を通じた利用者の声、地域自立支援協議会での協議を踏まえ、着実な計画の推進を図ります。
- ・ 事業の実施、推進にあたっては、当事者やその家族の参画を基本に意見やニーズに配慮するとともに、障がい者団体等との協働に努めます。
- ・ 障がい者のサービス利用や新たなニーズの把握に努め、関係機関の連携体制の強化や、計画推進の見直しなどへの反映に努めます。

2 計画の点検・評価・公表

- ・ 計画に示したサービス供給量や移行状況などの達成状況については、北海道へ報告するとともに、計画策定委員会に報告し点検・評価を行うとともに、その意見を踏まえて計画の効率的な推進に努めます。
- ・ 計画の進捗状況について、市ホームページ等により周知を図ることにより、障がいに対する理解促進と、地域の役割について啓発を行います。